

定。

### ●水道事業会計予算

損益勘定では、収益は2億8418万4千円、費用は2億8230万7千円で、187万7千円の経常利益を計上。資本勘定では、収入は693万9千円、支出は9130万1千円を計上。資本的支出が資本的収入に対して不足する額の8436万2千円は損益勘定留保資金等で補填するもの。

**問** 過年度損益修正損の内容は。

**答** 不能欠損分と、漏水による減免の還付金です。

**問** 沢渡地区の敷設替えの理由は。

**答** 南小付近の国道148号線の工事によるものです。

▽委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定。

## 総務社会委員会

### 福祉医療給付対象者を15歳から18歳に拡充

●白馬村辺地対策総合計画の変更

内山辺地における25年度・26年度整備計画にスノーハーブ排水対策事業費等8

500万円を追加するもの。  
▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

●白馬村社会福祉法人の補助の手続きに関する条例の制定

社会福祉法第58条の規定により社会福祉法人へ行う補助の手続きに必要な事項を定めるもの。  
▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

●白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策

特別措置法では緊急事態の折には、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置しなければならないとされ、対策本部に  
関する事項は市町村条例で定めることとされたための条例の制定。  
▽委員全員の賛成により可決



地域住民のボランティアによる道路清掃

すべきものと決定。

●白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例

白馬村在宅介護支援センター廃止に伴う条例の廃止。  
▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

●白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定

議会等の求めにより出頭した者に対する費用弁償の支給について定めるもの。  
現行の「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費費用支給条例」が現行法規と合わない点があるため全部改正するもの。

**問** これまでの実費弁償の支給額は。

**答** 1日10000円です。近隣の町村を参考に1日につき23000円半日につき11500円に改めます。

▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。